

回答書

「（仮称）いすみ市夷隅地域統合小学校建設事業」の募集要項等に関する質問書について、以下のとおり回答いたします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	項目名	質問事項	回答
1	募集要項	8	第3	2	(3)	カ (ア)	建設企業の参加資格要件	(ア) 各現場に配置する監理技術者等とありますが、一工事現場という本事業の状況に応じた監理技術者の配置でよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	募集要項	11	第4	6			二次審査書類の受付	ヒアリングの実施要領（実施日、所要時間、出席可能人数、使用可能な資料等／例えば提出提案書添付資料のみとしプロジェクター等に映写する場合も同じものに限定するなど）については、ヒアリングの内容によって提出する提案書の作成方針に影響する可能性がある為、一次審査結果の通知時点で、ヒアリングの詳細内容についてご提示頂けますでしょうか。	一次審査の結果通知の際に、ヒアリングの日時、所要時間、出席可能人数、使用可能な資料等をお伝えします。
3	募集要項	14	第6	3	(3)		技術提案書及び設計図書	「電子媒体（CD-ROM）を2セット提出」の記載がございますが、様式集P.4の第3の5. 電子媒体の提出では「1部提出」とございます。どちらが正でしょうか。	2セット提出をお願いします。 これにより、様式集P.4を修正します。
4	資料1 発注仕様書	2	第1	4	(1)		現況施設の概要	校舎棟の解体工事に当たり、校舎内の各室備品（地下のPCB等）は全て引っ越しをしている前提（空の状態）で考えてよろしいでしょうか。	各室備品は、平成29年3月末の時点で移動済みとする予定です。
5	資料1 発注仕様書	2	第1	4	(1)		現況施設の概要	校舎棟の解体に当たり、PCB含有シーリングや、既存トランス等のPCB分析調査は別途と考えてよろしいでしょうか。また、含有の場合には運搬処理についても別途と考えてよろしいでしょうか。	PCB分析調査及び運搬処理等は、全て本事業に含みます。 但し、高濃度のものの運搬処理については別途協議とします。
6	資料1 発注仕様書	2	第1	4	(1)		現況施設の概要	体育倉庫（W造、1階、33㎡、平成18年3月）の記載がありますが、当該敷地での最終の確認申請書及び検査済証の貸与は可能でしょうか。	本施設は都市計画区域外であり、建築工事届のみの手続きとなります。よって、確認申請書及び検査済証はありません。 なお、建築工事届は平成18年2月20日に県の受付済みです。

7	資料1 発注仕様書	2	第1	4	(2)		整備対象施設の概要	開発行為の許可に該当しない事業内容とありますが、当該敷地での最終の確認申請敷地と現在の敷地は変更ないものと考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
8	資料1 発注仕様書	9	第2	3	(1)	サ	校舎棟	多目的室は普通教室と同等以上の仕様（家具類を含む）とありますが、普通教室の家具は作り付け家具（固定ロッカー等）と考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
9	資料1 発注仕様書	10	第2	3	(1)	ニ	校舎棟	配膳室付近に小型エレベーター（定員3名以上）を設置とありますが、給食配膳用ワゴン（900×600）と職員1名が乗る寸法と考えるとよろしいでしょうか。	想定使用範囲は、左記質問事項の他、車椅子1台と介添人1名が乗る場合を含みます。
10	資料1 発注仕様書	10	第2	3	(2)	イ	屋内運動場	耐震判定報告書を取得とありますが、判定委員会において補強が想定以上となった場合は、設計業務の中で対応策を協議すると考えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
11	資料1 発注仕様書	10	第2	3	(2)	ク	屋内運動場	建設当時（S48年）からの床の研磨改修は、H17年のみでしょうか。これまでの改修履歴の資料の貸与は可能でしょうか。	床の研磨改修は、平成17年のみと思われます。なお、資料はありません。
12	資料1 発注仕様書	11	第2	3	(2)	シ	屋内運動場	屋内運動場について既存の単独浄化槽を撤去とありますが、当初設計図に浄化槽の図面がありません。参考図面の貸与は可能でしょうか。	資料はありません。
13	資料1 発注仕様書	11	第2	3	(3)	ア	プール	プールの解体撤去とありますが、汲み取り便槽にある汚物は撤去済みと考えるとよろしいでしょうか。	汚物は、平成29年3月末の時点で撤去済みとする予定です。
14	資料1 発注仕様書	12	第2	4	(3)	ア	現地調査業務	地中障害物調査とはどの程度を想定されていますでしょうか。（現況施設の当初設計図に記載の無い配管等と考えるとよろしいでしょうか。）	本事業の施工業務に支障の出ない範囲・程度を想定しています。
15	資料1 発注仕様書	12	第2	4	(3)	エ	アスベスト含有調査	アスベスト含有調査により、新たに判明したアスベストの撤去処分費は、設計変更（追加工事）するものとして良いでしょうか。	アスベストの調査費及び撤去処分費は、本事業費に含みます。但し、調査の結果、レベル1の場合は別途協議とします。

16	資料1発注仕様書	12	第2	4	(3)	エ	アスベスト含有調査	必要性の確認のため、外壁改修工事等の履歴資料の貸与は可能でしょうか。改修工事履歴が無い場合、すでに調査を行っている品目については調査報告結果に準ずるとしてよろしいでしょうか。	平成15年に昇降口部分の外壁改修工事を行っています。当該工事の図面を希望者に貸与しますので、追加いたします(様式1-4)を用いて、6月3日(金)までに事務局へご連絡ください。なお、アスベスト含有調査について、貸与資料は参考扱いとし、有資格者(建築物石綿含有建材調査者、(一財)日本アスベスト調査診断協会認定のアスベスト診断士等)による詳細な調査を行うこととします。
17	資料1発注仕様書						別紙資料3 校舎棟必要諸室リスト	給湯室(16㎡程度)が職員室付近に設置と、1階に配置するとありますが、1室を設置することよろしいでしょうか。	給湯室と職員室を1室として提案することも可とします。その場合、16㎡以下であっても可とします。
18	資料1発注仕様書						記載内容について	発注仕様書に記載のない事項が発生した場合は、3者協議により方向性を出すとしてよろしいでしょうか。	資料4「契約書(案)」第74条によります。
19	募集要項 資料3様式集	14 4	第6 第3	3 5	(3) -		技術提案書及び設計図書 電子媒体の提出	技術提案書及び設計図書の電子媒体(CD-ROM)での提出は2セット、1セットいずれでしょうか。また、設計図書のファイル形式はPDFでよろしいでしょうか。	電子媒体の提出は、2セットとします。(No.3を参照してください。)また、ファイル形式はPDFでよろしいです。
20	別紙3様式集						様式2-2 応募者の構成表及び役割分担表	3. 協力企業の記載がありますが、この協力企業とは設計業務における再委託企業のことであり、施工業務における協力企業については、資料4 契約書(案)第7条第2項に則した対応でよろしいでしょうか。	よろしいです。
21	別紙3様式集						様式2-4 設計企業に関する書類	企業名等の「資格者名簿の登録番号」欄には何を記載すればよいのでしょうか。	入札参加申請時の利用者番号を記入してください。
22	別紙3様式集						様式2-4 設計企業に関する書類	添付書類の履歴事項全部証明書の指定様式はあるのでしょうか。また証明は管理技術者及び工事監理者各1名と考えてよろしいでしょうか。	登記所にて登記事項証明書を発行していただき、提出してください。なお、企業の登記事項を確認するための書類であるため、提出は1部でよろしいです。
23	別紙3様式集						様式2-5 建設企業に関する書類	申請者情報欄の地区区分、業種区分、評定値には、何を記載すればよいのでしょうか。	地区区分は、「市内」「準市内」「市外」の内、申請者本人の地区区分を記入してください。業種区分は、建設業法により建設業の許可を受けた業種を記入してください。評定値は、経営規模等評価結果通知書の総合評定値を記入してください。
24	別紙3様式集						様式2-5 建設企業に関する書類	総括監理技術者とありますが、いわゆる建設業法上の監理技術者という理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。

25	別紙3 様式集					様式2-5 建設企業に関する書類	募集要項では、現場代理人を監理技術者等と別途に配置する条件はございませんでした。つきましては、資料4 契約書（案）第24条6の記載の通り配置予定現場代理人と配置予定総括監理技術者は兼務でもよろしいでしょうか。	よろしいです。
26	別紙3 様式集					様式2-5 建設企業に関する書類	配置予定総括監理技術者と配置予定主任技術者の両方の記載欄がございますが、募集要項P.8の第3の2の(3)オでは「監理技術者又は主任技術者」とある為、本事業においては、本工事に設置すべき監理技術者の記載のみでよろしいでしょうか。	よろしいです。
27	別紙3 様式集					様式2-7 設計業務実績	過去10年間に竣工した「設計業務」とありますが、設計業務が完了した「建物」もしくは「施設」と読み替えてよろしいでしょうか。	よろしいです。
28	別紙3 様式集					様式2-9 建設工事業務実績	「過去10年以内に竣工した設計業務で」とございますが、「過去10年以内に竣工した建設工事業務で」の誤りかと存じます。修正してよろしいでしょうか。	「過去10年以内に竣工した建設工事業務で」が正しい表記となります。 これにより、様式2-9を修正します。
29	別紙3 様式集					様式2-10 建設工事共同企業体協定書	募集要項P.7の第3の1より、本件は設計及び工事監理を行う設計企業と、施工を行う建設企業による業務分担方式による企業体構成が条件となっており当様式では実態を正しく規定できないと思われまます。 当様式は、国土交通省による共同企業体標準協定書の「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」に近い内容ですが、上記業務分担方式を考慮すれば、本事業は「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」（以下「乙型」という。）の内容に近いものと考えます。 つきましては、乙型を基準とし、本事業の業務分担方式を反映した協定書を建設事業共同企業体協定書として提出してもよろしいでしょうか。 ※参考に、国土交通省による「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」を添付します。	よろしいです。 様式2-11として乙型の建設工事共同企業体協定書を追加いたします。 様式2-10又は様式2-11を提出いただくようお願いいたします。
30	別紙3 様式集					様式2-10 建設工事共同企業体協定書	第8条に各構成員の出資割合とありますが、契約書（案）では出資比率の記載は有りません。出資比率はないものと考えてよろしいでしょうか。	協定書の様式を追加します。（No.29を参照してください。） なお、様式2-11を使用する場合は、出資比率はないものとしてよろしいです。

31	別紙 3 様式集					様式2-10 建設工事共同企業体協定書	本文最終行にて「協定書2通を作成し（中間割愛）各自所持する」と記載があり、別に※印にて「押印した原紙は正本のみ綴じ込んでください」とございます。一次審査時の提出は押印された正という意味の原紙ではなく、押印した協定書の写しであり、正は各自所有という認識でよろしいでしょうか。	当該協定書を別途1通作成し、本市に提出してください。
32	別紙 3 様式集					様式6-10 設計図面⑨（外観パース）	各建物別に1枚とありますが、校舎棟と屋内運動場のパースということでしょうか。もしくは校舎棟の別方向からのアングルとして良いでしょうか。	校舎棟と屋内運動場で各1枚とします。 なお、A3用紙内に2方向以上のアングルを作成してもよろしいです。
33	資料 4 契約書 (案)	20	第51条			賃金又は物価の変動に基づく 契約金額の変更	変更請求が可能となるのは「この契約締結の日から12月を経過した後」とあり、最も早ければ平成29年の9月中旬以降という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
34	資料 4 契約書 (案)					建築士法による設計契約について	建築士法による重要事項説明、設計契約書の取り交わしは構成企業(施工会社)と行い、その写しを添付する事でよろしいでしょうか。	重要事項説明及び書面の交付（建築士法第24条の8）は、本市に対して行ってください。 資料4「契約書（案）」に建築士法第22条の3の3に定める記載事項を追加します。